

7 指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事項
指定給水装置工事事業者の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふこととした。(第二五条の三の二関係)

8 災害その他非常の場合における連携及び協力
の確保に関する事項
国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。(第三九条の二関係)

9 罰則に関する事項
罰則について所要の規定を設けることとした。(第五三条及び第五五条関係)

10 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三三三三号)(財務省)

1 平成三二三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。(別表第一関係)

2 1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一〇〇円の貨幣は三、一五八万四、〇〇〇枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は七〇万枚に改めることとした。(別表第三関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する等の政令(政令第三三五号)(文部科学省)

1 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三六年法律第一四七号)第一八条の二に規定する時効の中断の特例が適用される場合の原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介の打切りに係る

理由は、和解の仲介によつては申立てに係る原子力損害の賠償に関する紛争が解決される見込みがないこととした。(第一条関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

法 律

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十号

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律
原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四章 国の措置(第十六条・第十七条)」を
「第四章 国の措置(第十六条・第十七条)
第一節 損害賠償実施方針(第十七条の支

の措置
二) 払のための資金の貸付け(第十七条の三・第十七条の九)」
に改め、「第十八条」の下に「第十八条の

二)を加え、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。
第四章の次に次の一章を加える。
第四章の二 損害賠償の円滑な実施のための措置
第一節 損害賠償実施方針
第十七条の二 原子力の運転等を行う原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針(以下この条において「損害賠償実施方針」という)を作成しなければならない。

2 損害賠償実施方針には、損害賠償措置の概要、原子力損害の賠償に係る事務の実施方法、原子力損害の賠償に関する紛争の解決を図るための方策その他の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 原子力事業者は、損害賠償実施方針を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、損害賠償実施方針の作成、変更及び公表に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け
(特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け)

第十七条の三 原子力事業者は、特定原子力損害(原子力の運転等により生じた原子力損害のうち、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう)が市町村長(特別区の区長を含む。以下この項において同じ)又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた勧告又は指示に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限によつて生じた損害その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この節において同じ)を受けた被害者に対して、政令で定める基準に従い、特定

原子力損害賠償仮払金(特定原子力損害を填補するために支払われる金銭であつて、当該特定原子力損害の賠償額の確定前に支払われるものをいう。以下この節において同じ)の支払を行おうとするときは、政府に対し、賠償措置額を超えない範囲内において政令で定める金額を限度として、政府が当該特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付けを行うことを申し込むこと

ができる。

2 前項の規定による申込みを行う原子力事業者は、文部科学大臣に対し、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 特定原子力損害賠償仮払金の支払の内容

二 政府が行う前項の貸付け（以下この節において単に「貸付け」という。）を必要とする理由及び貸付希望金額

三 貸付けに係る貸付金（以下この節において単に「貸付金」という。）の償還に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の規定による申込みがあつた場合において、特定原子力損害賠償仮払金の迅速な支払のために必要があると認めるときは、遅滞なく、当該申込みに係る貸付けを決定し、その旨を当該申込みを行った原子力事業者に通知するものとする。

（分別管理）

第十七条の四 貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金をその他の資産と分別して管理しなければならない。

（特定原子力損害賠償仮払金の支払の報告）

第十七条の五 貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金を充てて行う特定原子力損害賠償仮払金の支払状況について文部科学大臣に報告しなければならない。

（保険金請求権等の取得等）

第十七条の六 政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を充てて行った特定原子力損害賠償仮払金の支払の対象となつた特定原子力損害の賠償額が確定したときは、第九条第三項本文（第十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該特定原子力損害賠償仮払金の額に応じ、当該原子力事業者が有する当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を取得する。

2 貸付けを受けた原子力事業者は、前項に規定する賠償額が確定したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 貸付けを受けた原子力事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の限度で、貸付金の償還の義務を免れる。

一 第一項の規定により政府が保険金請求権を取得した場合 当該保険金請求権に係る保険金の額

二 第一項の規定により政府が補償金請求権を取得した場合 当該補償金請求権に係る補償金の額

（業務の管掌）

第十七条の七 この節に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構への文部科学大臣の権限に係る事務の委任）

第十七条の八 文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、この節に規定する文部科学大臣の権限に係る事務（第十七条の第三項の規定による貸付けの決定を除く。）を行わせることができる。この場合におけるこの節の規定の適用については、同条第一項及び第二項第二号中「政府」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」と、第十七条の六第一項及び第三項各号中「政府」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 文部科学大臣は、前項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。

（政令への委任）

第十七条の九 この節に定めるもののほか、貸付金の償還期間及び償還方法並びに前条第二項の公示その他貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条に見出しとして「原子力損害賠償紛争審査会」を付し、同条第一項中「この条」を「この章」に改める。

第五章中第十八条の次に次の一条を加える。

（時効の中断）

第十八条の二 審査会が和解の仲介を打ち切つた場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の申立ての目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなす。

第二十条中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成四十一年十二月三十一日」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関の協力）

第二十二条の二 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

第二十三条を次のように改める。

（国等に対する適用除外）

第二十三条 国については第三章、第十六条、第四章の二第二節及び次章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人については同節の規定は、適用しない。

本則に次の一条を加える。

第二十七条 第十七条の二第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第十八条の改正規定、第五章中同条の次に一条を加える改正規定及び第二十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に原子力炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律第二条第一項に規定する原子力炉の運転等をいう。）を行つている原子力事業者（同条第三項に規定する原子力事業者をいう。）については、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第十七条の二の規定は、適用しない。

（東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律の廃止）

第三条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成二十五年法律第三十二号）は、廃止する。

（東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に和解の仲介（前条の規定による廃止前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。）の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正)
第五條 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條に次の一項を加える。

- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
一 賠償法第十七條の八第一項の規定により行うこととされた事務
二 前号に掲げる業務に附帯する業務

第三十六條の三第一項中「第三十五條第五号」を「第三十五條第一項第五号」に改める。
第五十八條の二を次のように改める。

(区分経理)

第五十八條の二 機構は、次に掲げる経理については、主務省令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 廃炉等積立金に係る経理

二 第三十五條第二項の業務に係る経理

第五十九條第三項中「限り」の下に「前条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)を加え、第三十五條第二号」を「第三十五條第一項第二号」に改め、同条第四項中「毎事業年度」の下に「一般勘定において」を加え、ある場合において「あるとき(第三項に規定する一般勘定にあつては)」に、「とする」を「とする」に改める。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四百七十七條中原子力損害の賠償に関する法律附則第四條第一項の改正規定の前に次のように加える。

第十八條の二(見出しを含む。)中「中斷」を「完成猶予」に改める。

第四百四十八條中「前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律」を「旧賠償法」に、「前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律」を「新賠償法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。))第十八條第一項に規定する和解の仲介をいう。)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「新賠償法」という。))第十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五百五十六條及び第五百五十七條を削り、第五百五十八條を第五百五十六條とし、第五百五十九條を第五百五十七條とし、第七章中同条の次に次の二條を加える。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第五百五十八條 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「附則第一條ただし書に規定する改正規定による改正後の」を削る。
第五百五十九條 削除

(政令への委任)
第八條 附則第二條、第四條及び第六條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十一号

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律

サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十四條」に、「第二十四條―第三十六條」を「第二十五條―第三十七條」に、「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第十三條中「第三十二條第一項」を「第三十三條第一項」に改める。

第三十七條中「第三十條第二項」を「第三十七條第四項又は第三十一條第二項」に改め、同条を第三十八條とする。

第四章中第三十六條を第三十七條とし、第三十三條から第三十五條までを一条ずつ繰り下げる。

第三十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第三十二條を第三十三條とし、第三十一條を第三十二條とする。

第三十條第一項を次のように改める。

本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

- 一 第二十六條第一項第二号に掲げる事務(独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。)(又は同項第三号に掲げる事務(独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。)) 独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

二 第二十六條第一項第四号に掲げる事務 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

第三十條を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、第二十八條を第二十九條とする。

第二十七條第三項中「第二十五條第一項第二号から第四号まで」を「第二十六條第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第三十一條」を「第三十二條」に、「第三十二條」を「第三十三條」に改め、同条を第二十八條とする。